DVD-ROM版

「三鷹事件」裁判関係資料集

「三鷹事件」発生から六〇年。
今なお多くの未解決の問題が指摘されている
「事件」の真相究明に欠かすことのできない
一、一〇〇余点の資料をDVDに収録。

2010年1月刊行
DVD 3枚＋解説・収録資料目録
揃定価◉本体120、000円＋税

不二出版

13 布施辰治（弁護士）資料〔竹内景助との往復書簡など。石巻市教育委員会所蔵〕

収録順		内容
1	1950.1.28	布施発難波宛書簡
2	1950.5.9	布施発竹内宛書簡
3	（日付不詳）	布施発竹内宛書簡「十九日の弁論準備に忙しく～」
4	1950.6.28	布施の原稿（竹内被告の自白上申書を読んで）
5	1950.7.17	布施の原稿（竹内被告の変転心理）
6	1951.3.27	正木昊（弁護士）発竹内宛はがき１
7	1951.3.31	正木昊発竹内宛はがき２
8	1951.4.7	竹内発布施宛書簡
9	1951.4.15	竹内発岡林辰雄（弁護士）宛書簡
10	1951.4.17	布施発竹内宛書簡
11	1951.4.24	竹内発布施宛書簡
12	1951.4.30	竹内発布施宛書簡
13	1951.5.9	竹内発布施宛はがき
14	1951.5.11	竹内発岡林宛書簡
15	1951.5.15	竹内発今野義礼宛書簡
16	1051.5.19	竹内発布施宛書簡
17	1951.5.22	竹内の原稿
18	1951.5.26	竹内発青柳盛雄（弁護士）宛書簡
19	1951.6.2	竹内発岡林宛書簡
20	1951.6.13	竹内発岡林宛書簡
21	1951.6.16	竹内発小沢茂（弁護士）宛書簡
22	1951.6.25	竹内発青柳宛書簡
23	1951.7.18	竹内発青柳宛書簡
24	1951.7.21	竹内発布施宛書簡
25	1951.7.26	布施発竹内宛書簡（上告趣意書を読んで）
26	1951.8.3	竹内発布施宛書簡（自白の心理7.26付の布施書簡に忠実に答えたもの）
27	1951.10.9	竹内発布施宛書簡
28	1951.11.20	竹内発布施宛書簡
29	日付不詳	大宅壮一氏への手紙
30	日付不詳	（「弁論の真実性について」答える）
31	日付不詳	布施発竹内宛（「啓上　昨日は突然の面会を喜んでもらったと思います～」）
32	日付不詳	布施発竹内宛（「あなたの事件については、わたくしが最初から見透した絶対無罪の主張が～」）
33	日付不詳	（「六月二十一日付お葉書拝見しました。～」）
34	日付不詳	（「発車した無人電車に　この点、記者は事故と事件を混同している。」）
35	日付不詳	布施「三鷹事件を勝ち抜こう」

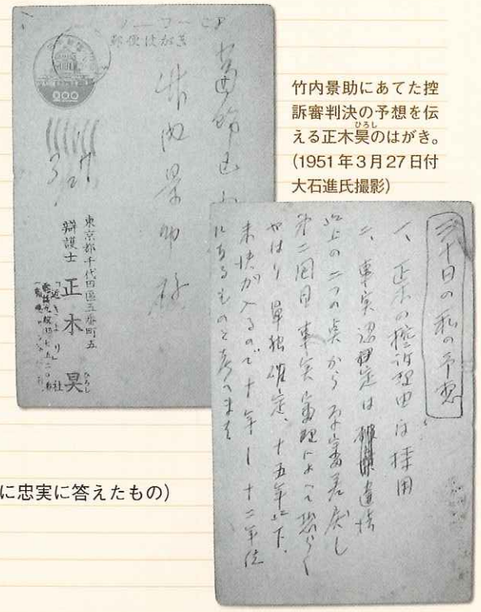

竹内景助にあてた控訴審判決の予想を伝える正木昊（ひろし）のはがき。（1951年３月27日付　大石進氏撮影）

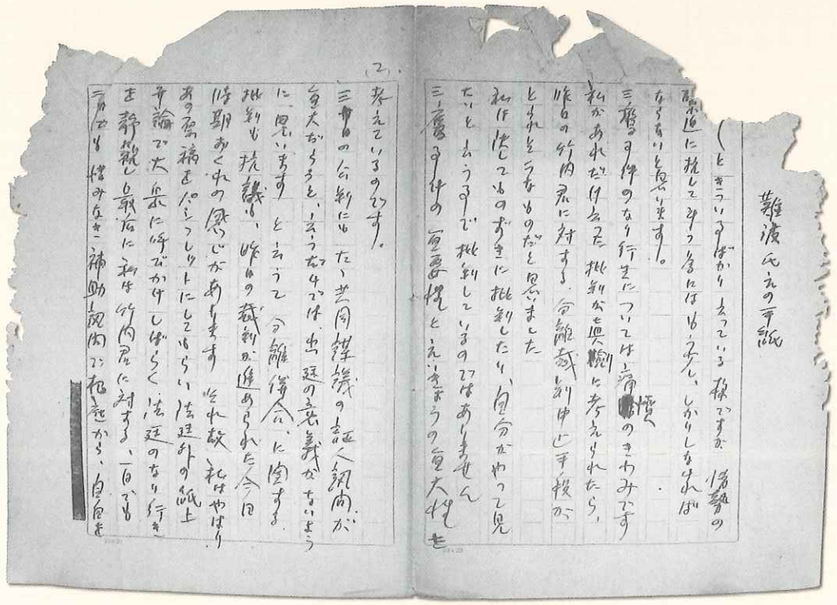

難波英夫氏（救援会事務局長）にあてた布施辰治の書簡。竹内分離審を批判し、三鷹事件の成り行きを懸念する思いが記されている。（1950年１月28日付　大石進氏撮影）

刊行にあたって

本資料集は、一九四九年七月一五日夜、国電中央線三鷹駅構内で起きた、七両編成の無人電車暴走事件（「三鷹事件」）に関わる裁判記録と救援活動を主とした資料を収録するものである。

「三鷹事件」は死者六名、重軽傷者二〇名を出す惨事であった。警察当局は、日本共産党による犯行として、国鉄労働組合三鷹電車区分会の共産党員飯田七三分会長、横谷武男、伊藤正信、非党員竹内景助を含む一二名を逮捕し、一〇名を起訴した。第一審判決（一九五〇年八月一一日）は、竹内に無期懲役、共同謀議は「空中楼閣」であると退け、他の被告全員を無罪とした。第二審は実質的な事実審理を行うことなく、竹内の無期懲役を破棄し、死刑を言い渡した。他の被告は全員無罪。竹内は無罪を主張し、最高裁に上告するが、一九五五年六月二二日、最高裁は上告を棄却。判決は、八対七というわずか一票差であった。その後、竹内は再審請求し、救援活動が広がる中、予備審査が開始されるにいたるも、一九六七年一月一八日、脳腫瘍により獄死する。

一九六七年六月七日、東京高裁樋口勝裁判長は、再審請求事件の手続きは「再審請求人竹内景助の死亡により終了した」と決定したが、その決定の中で、「しかし、本件は、実質上、これで終止符が打たれたものではない。今後他の請求権者の同一理由による新たな再審の請求を妨げるものではない」ことをも明記している。

事件から六〇年、今日なお多くの未解決の問題が残されている。「三鷹事件」を風化させないため、現存する資料を、研究者、法曹関係者はもとより、多くの人々に提示し、事件の本質を改めて問うことが本資料集の意図するところである。

不二出版

◉三鷹事件関係略年表

一九四九年	六月一日	「定員法」（行政機関職員定員法）施行
	六月九日	「人民電車」走る。三鷹電車区分会スト突入
	七月四日	国鉄当局、「定員法」による第一次人員整理（三〇、七〇〇名）を通告。三鷹電車区五〇名に解雇通告
	七月五日	下山事件
	七月一二日	国鉄当局、第二次人員整理（六三、〇〇〇名）
	七月一四日	三鷹電車区二七名に解雇通告
	七月一五日	三鷹駅前の高相方二階で共産党三鷹電車区分会細胞と三鷹町委員会の会議開催（高相会議）。夜九時二三分、「三鷹事件」発生。乗客六名死亡、二〇名負傷
	七月一七日	飯田七三、山本久一逮捕
	八月一日	電車転覆致死容疑で伊藤正信、横谷武男、外山勝将、宮原直行、田代勇、清水豊ら共産党党員とともに竹内景助逮捕
	八月八日	飯田、電車転覆致死容疑で起訴
	八月九日	伊藤、横谷「共同犯行」の自白
	八月一七日	松川事件
	八月二〇日	竹内「単独犯行」自白
	八月二三日	横谷、「共犯自白」上申書提出
	一〇月一四日	竹内、共同犯行を認める『上申書』提出
	一一月四日	三鷹事件第一回公判（東京地裁、鈴木忠五裁判長）
	一一月二一日	第三回公判。竹内、罪状認否で「単独犯行」を陳述
一九五〇年	一月二三日	第一三回公判。竹内分離審
	一月二七日	第一四回公判。竹内分離審
	二月一二日	第二二回公判。竹内、無罪を主張
	四月三日	第三三回公判。竹内、再び無罪を主張
	五月二六日	第四六回公判。竹内の妻・政、証人として竹内のアリバイを供述
	六月三〇日	第五四回公判。竹内「単独犯行」を主張
	七月一二日	第五八回公判。竹内、最終陳述で「単独犯行」を認める
	八月一一日	第一審判決。鈴木忠五裁判長、竹内に無期懲役、他の全員に無罪判決
	一二月八日	東京高裁七号法廷（裁判長谷中薫）で控訴審始まる
一九五一年	三月三〇日	控訴審判決。実質的な事実審理行わないまま、竹内の無期懲役を破棄、死刑判決を言い渡す。他は全員無罪
一九五四年	一二月二二日	最高裁、判決言渡しを延期
一九五五年	六月二二日	最高裁、竹内の上告棄却、ほか全員無罪
	七月二日	弁護団、最高裁に竹内に対する判決訂正申立
	一二月二四日	最高裁、判決訂正申し立てを却下。竹内の死刑確定
一九五六年	二月三日	竹内、東京高裁刑事第一部に再審申し立て
一九五八年	一月八日	竹内、中央更生保護審査会に恩赦法による助命・減刑を出願
	一二月二七日	「三鷹事件対策協議会」結成
一九六三年	八月五日	竹内、東京高裁に『三鷹事件再審理由補足書』を提出
一九六四年	一二月三日	東京高裁に三鷹事件再審請求の『上申書』を提出
一九六七年	一月一八日	竹内獄死。享年四五歳

◉推薦します

真実を知るための貴重な手がかり

阿部三郎（弁護士・元日本弁護士連合会会長）

一九四九年、大学四年の夏の夜遅い時刻、都心より中央線で武蔵境駅に向った。当時司法試験受験勉強中であったが、探し求めていた刑法の教科書が、その日の午後書籍店で見付かり、しかも学友も同じ本を求めていたので二冊買い求め、一冊を武蔵境に居住する学友に、届けるためであった。喜んでくれるだろうと学友の顔を思い浮かべながら吉祥寺駅まで至るが、その先はどうしても電車が動かない。結局諦めて途中で帰ったことがあった。実は吉祥寺駅より一駅先の三鷹駅で当日午後九時過ぎ、入庫中の人の現存しない無人電車が暴走したという大事件が発生していたのであった。

その年八月一七日に起った松川事件とともに無罪をめぐる著名事件となる。

東京地裁の一九五〇年八月の第一審判決は、非共産党員竹内景助の単独犯として無期懲役、他の九名の共謀については空中楼閣だとして無罪。第二審判決では、一九五一年三月、何の事実調べもすることなく竹内には死刑、他は証拠不十分として無罪とし、上告審では一九五五年、上告棄却の判決、そして確定する。しかし原審が事実調べをせず無期を死刑に変えたことを違法とする反対意見も出され、判決は八対七のきわどいところで決まったという事件である。法曹として常に私淑していた大先輩も当時裁判官として反対意見を述べられていたことが印象に残る。

それにしても、本件の関係資料点数は約一、一〇〇点、DVDの画像数も約一、〇〇〇にも及ぶという膨大な数である。

そして元国鉄三鷹電車区運転士の落合雄三氏、慶應義塾大学名誉教授松村高夫氏の解説と資料目録が付録とされている。

DVD版の内容一覧によると、当時弁護人として弁護活動に当られた布施辰治先生をはじめとする多くの先人のお名前が随所に見られる。

特に私の尊敬する小沢茂先生のお名前がかなり頻繁に見られるが、この先生は忘れ得ない方である。一九六四年度東京弁護士会人権擁護委員会の委員長は小沢先生であり、私は副委員長として先生のもとで生涯忘れ得ない貴重な体験をしたのだ。

この年、委員会は売血制度廃止のことを活動のテーマとして、現地調査、関係人の意見聴取等を行って、東京弁護士会として売血制度廃止の提言を行い制度廃止に追い込んだのであった。売血者の健康管理と輸血を要する患者の健康保持の面から見逃すことのできない人権問題として厳しく対処されたのが小沢委員長であった。

その先生がこの三鷹事件のどのような場面で、何を語られたか、是非知りたいところである。

事案に当って、いかなる人も事実に応じて文を書き、創る場合、そこには必ず全知全能がつくされているはず。その意味で三鷹事件のなお解明しきれていない面の真実を知るための貴重な手がかりとなる資料集だと思われる。

事件の全体像を解き明かす資料集

伊部正之（福島大学名誉教授・松川資料室研究員）

一九四九年夏に国鉄の線路を舞台に発生した下山・三鷹・松川事件は、占領政策の転換期を象徴する〝黒い霧〟事件として、戦後史を大きく右旋回させる分水嶺となった。この三つの事件は、その内容が順を追って凶悪の度を増すことによって世人をますます恐怖に陥れた。有人旅客列車を脱線転覆させた松川事件では、無実の国鉄・東芝労働者二〇人が逮捕・起訴され、一四年・五審を経て全員の無罪がようやく実現する。

さて、松川事件の現場に程近い福島大学では、八四年から関係資料の収集事業が開始され、八八年に「松川資料室」が開設された。松川資料室は、現在では公称二〇万点の資料を集積するに至っている。そして、この貴重な資料を通じて、次のような事実を再確認することができる。

この松川裁判では、やや先行した三鷹事件の経験に学んで手製の公判記録の作成が取り組まれ、それが法廷活動や宣伝・支援活動などに活用された。また、そうした公判記録や判決文は、その後の控訴趣意書・上告趣意書の作成などにも不可欠な資料であり、これを可能な限り正確に整備し、大人数の被告や弁護団に行き渡らせるための血の滲むような苦闘が展開された。松川事件や松川裁判が明らかな冤罪事件であったことは、裁判所も認める公知の事実となっている。

こうした冤罪裁判を打ち破って公正裁判を実現し、無実の被告たちを救出したのが、松川運動と総称される大衆的な裁判批判と被告救援の運動であった。整備された公判記録や、裁判の進行に並行して生み出された被告団・弁護団・救援運動の膨大な活動記録は、松川事件・松川裁判・松川運動の実態を解明するための最も重要な手掛かりを、後の世代の私たちに提供してくれている。

そしてこの度、「三鷹事件」裁判関係資料集が整備され、公刊されることは、この間の松川資料室の経験に照らしても、極めて意義深いことと思われる。この資料集の公刊によって、とかく謎の多かった三鷹事件裁判の真実を解明し、三鷹事件の全体像をさらに深く解き明かすための最も確実な前提条件が与えられることになる。

この資料集の刊行のために献身的に努力された関係者の皆さんに対して心からの敬意を表するとともに、この資料集が広く普及され、活用されることを心から願う次第である。

布施辰治・竹内景助往復書簡について

大石　進（日本評論社相談役、布施辰治の孫、著作権承継者）

石巻市市民センターの収納庫に、三鷹事件関係の「書簡」を中心とする資料が所蔵されている。この資料の中で最も古いものは、弁護団長の布施自身が弁護団の中で孤立した闘いを強いられていたことを示す、一九五一年一月二八日付の、信頼する難波英夫（救援会事務局長）宛の手紙である。今から見れば竹内の分離公判こそ冤罪の出発点であると思えるのだが、布施の反対を押し切って弁護団が分離公判を認めたことに、布施は怒りをうったえている。共同謀議仮説粉砕に全勢力を集中する弁論方針にも不満である。竹内の単独犯行自白を奇貨とする人びとと布施（あるいは救援会）との溝を示すこの書簡は衝撃的である。

資料の大半は、布施辰治と竹内景助死刑囚との往復書簡であるが、布施と竹内の関係はそれほど簡単ではない。完全無罪を主張する布施に竹内は逆らって、単独犯行を主張する。そしてそれを後押しする弁護士がいる。竹内が無実を主張して布施にすべてをゆだねるのは、控訴審で死刑判決をうけてからであり、二人の往復書簡もそれ以降濃密なものになる。

実は布施は、一九一七年、鈴が森お春殺し事件で無罪を勝ち取り一躍世の寵児となってからこの方、なぜ無実の人が自白するのか、という「自白の心理学」を、心理的拷問方法を列挙して告発しているのだが、竹内の自白はまさにその方程式に則るものだった。

布施は死刑囚弁護士をもって自認する。死刑囚のきわどい心理と無期と死刑の無限の距離を肌身で理解する。布施の心に触れ、布施の示した道筋にしたがって竹内は虚偽自白に至るすべての事情を、弁護士からの働きかけを含めて、一九五一年八月三日付の長大な書簡で明らかにする。この書簡にこそ、後の、竹内の再審のたたかいの「基本」がある。

竹内と布施、二つの孤立した闘いと共闘、二人の往復書簡にこそ三鷹事件の闇を解き明かす鍵が隠されていると思っている。

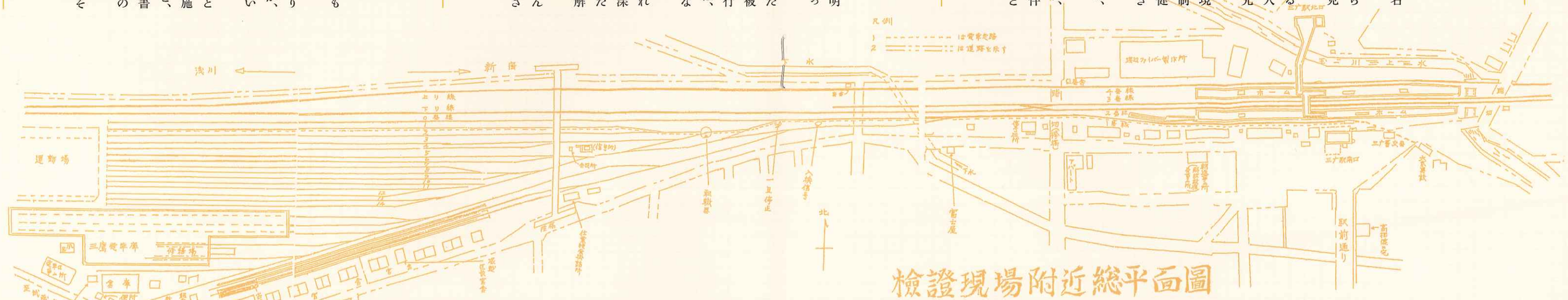

竹内景助の助命請願署名活動を報じる「救援新聞　第24号」(1968年5月15日付)。

(第3土曜発行)　救援新聞　第24号

鈴木忠五氏(第一審裁判長)も署名

竹内氏助命さらに二五〇氏が請願

大僧正や市長ら郷里長野でも減刑署名

久保田委員に要請　亀井平林氏ら竹内助命で

年末助け合い

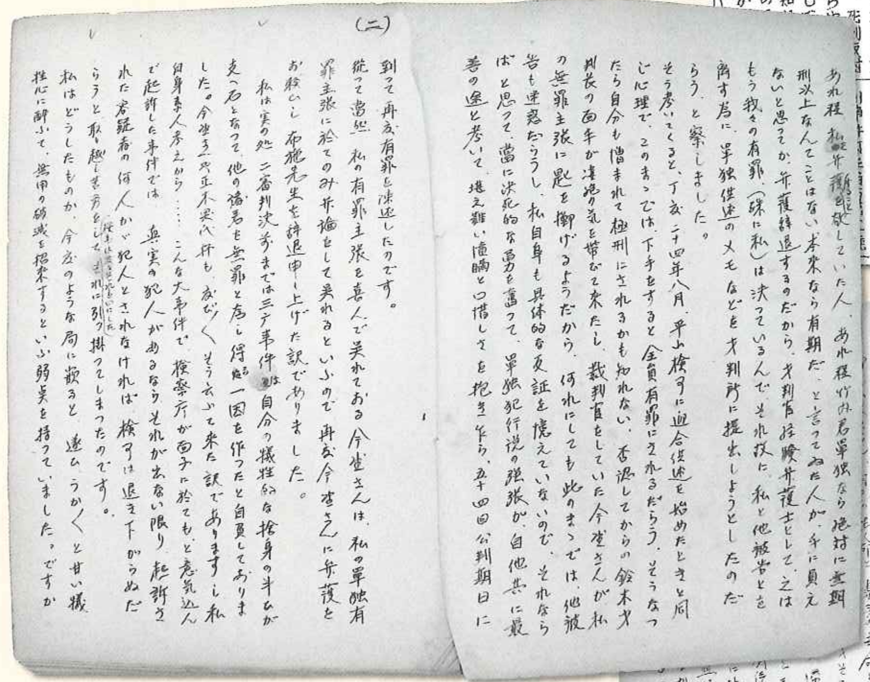

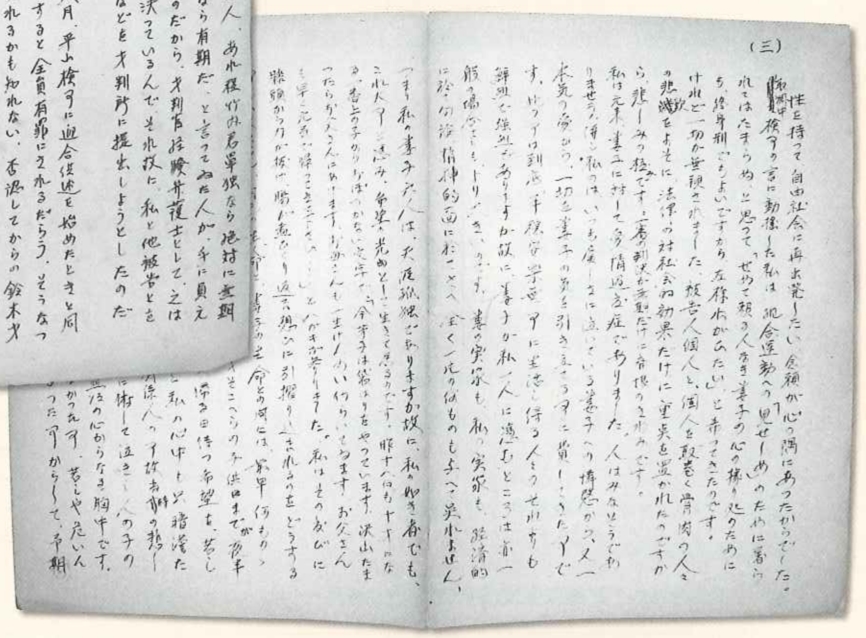

布施辰治弁護士にあてた竹内景助の書簡（1951年8月3日付　大石進氏撮影）。「自白の心理」について記した布施辰治からの書簡（7月26日付）に応えたもの。

右の三枚の写真は「検証調書」（1949年7月16日〜20日検証）より。

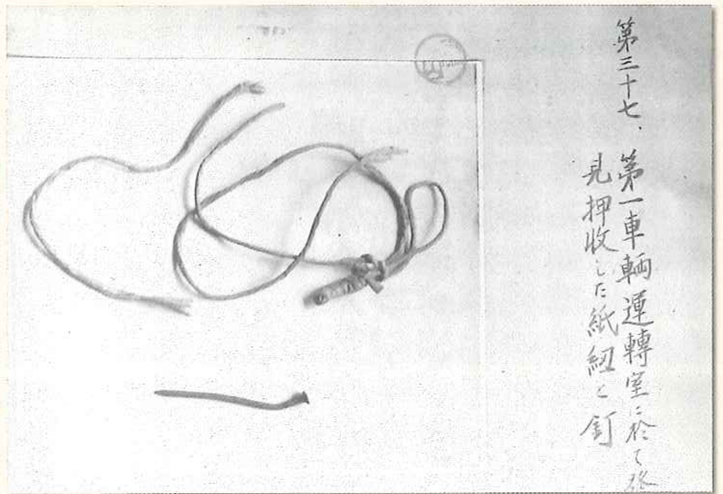

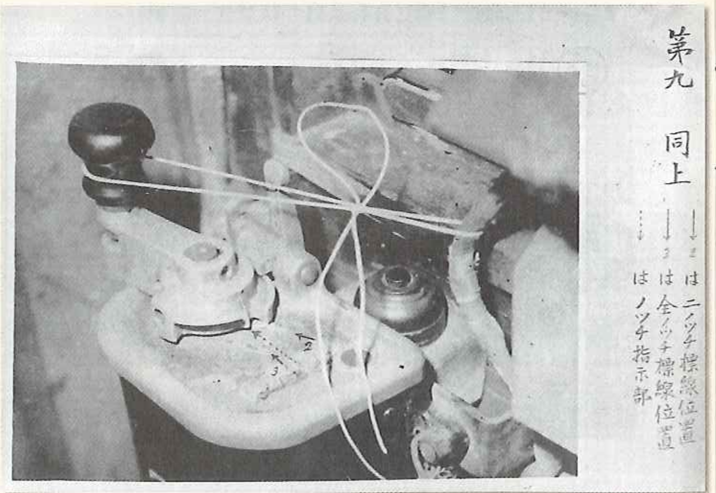

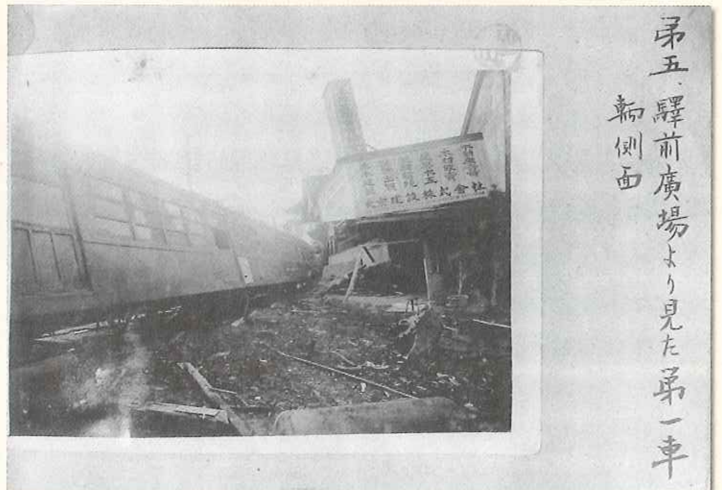

電車を発進させるため、主幹制御器把手を全ノッチ位置に固定させ、運転士知らせ灯回路線と結んだといわれる紙紐と主幹制御器を開錠したとされた釘。

内容見本

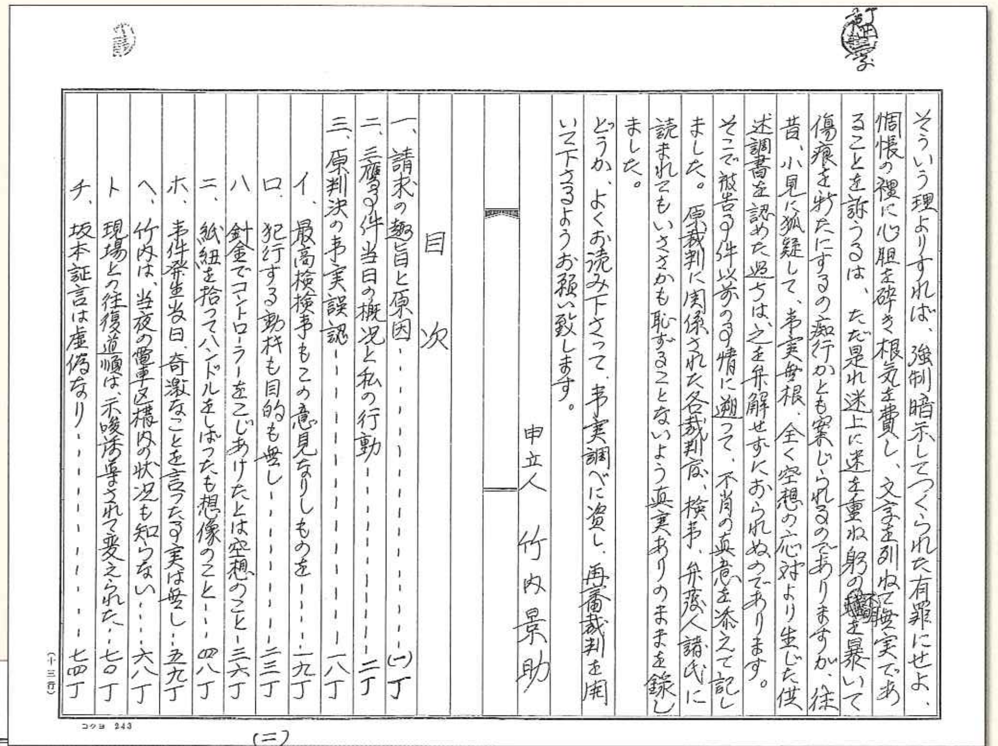
そういう理よりすれば、強制暗示してつくられた有罪にせよ、惆悵の裡に心胆を砕き根気を費し、文字を列ねて無実であることを訴うるは、ただ是れ迷上に迷を重ね、躬の不明を暴いて傷痍を新たにするの痴行かとも案じられるのでありますが、往昔、小児に狐疑して、事実無根、全く空想の応対より生じた供述調書を認めた返方は、之を弁解せずにおられぬのであります。

そこで被告の件以前の事情に遡って、不肖の真意を添えて記しました。原裁判に関係された各裁判官、検事、弁護人諸氏に読まれても、いささかも恥ずることのないよう真実ありのままを録しました。

どうか、よくお読み下さって、事実調べに資し、再審裁判を開いて下さるようお願い致します。

申立人　竹内景助

目次

一、請求の趣旨と原因 ………(一)丁
二、三鷹事件当日の概況と私の行動 ………二丁
三、原判決の事実誤認 ………一八丁
イ、最高検検事もこの意見なりしものを ………一九丁
ロ、犯行する動機も目的も無し ………二三丁
ハ、針金でコントローラーをこじあけたとは空想のこと ………三六丁
ニ、紙紐を拾ってハンドルをしばったも想像のこと ………四八丁
ホ、事件発生当日、奇激なことを言ったる実は無し ………五九丁
ヘ、竹内は、当夜の電車区構内の状況も知らない ………六八丁
ト、現場との往復道順は、示唆誘導されて変えられた ………七〇丁
チ、坂本証言は虚偽なり ………七四丁

(二)

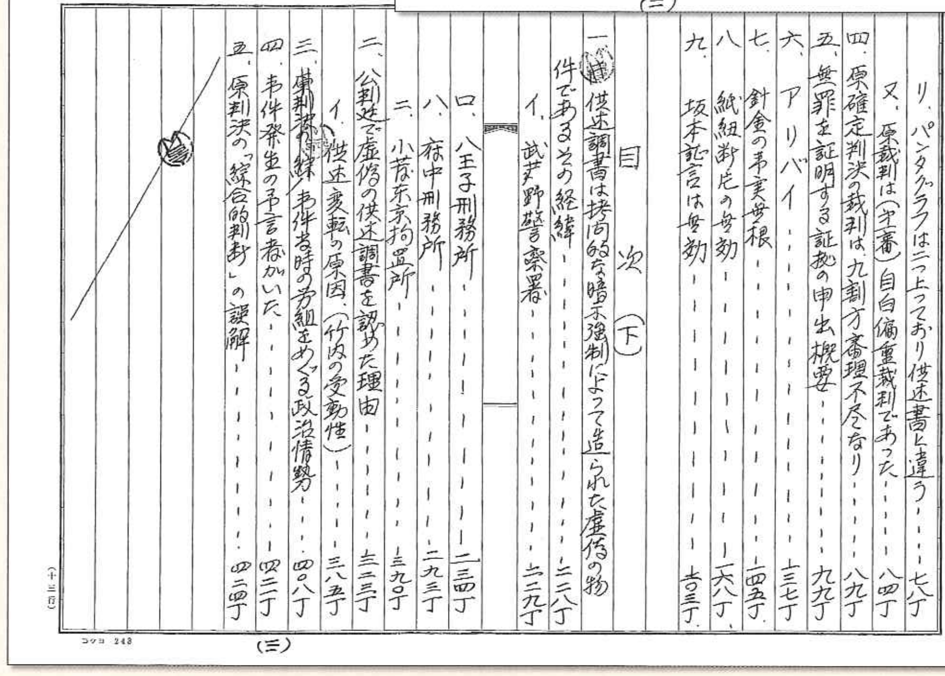

リ、パンタグラフは二つ上っており供述書と違う ………七八丁
ヌ、原裁判は(第一審)自白偏重裁判であった ………八四丁
四、原確定判決の裁判は、九割方審理不尽なり ………八九丁
五、無罪を証明する証拠の申出概要 ………九九丁
六、アリバイ ………一三七丁
七、針金の事実無根 ………一四五丁
八、紙紐断片の無効 ………一六八丁
九、坂本証言は無効 ………一七三丁

目次(下)

一、供述調書は拷問的な暗示強制によって造られた虚偽の物件であるその経緯 ………二二八丁
イ、武蔵野警察署 ………二三九丁
ロ、八王子刑務所 ………二三四丁
ハ、府中刑務所 ………二九三丁
ニ、小菅東京拘置所 ………三九〇丁
二、公判廷で虚偽の供述調書を認めた理由 ………三二三丁
イ、供述変転の原因(竹内の受動性) ………三八五丁
三、事件当時の労組をめぐる政治情勢 ………四〇八丁
四、事件発生の予言者がいた ………四二二丁
五、原判決の「綜合的判断」の誤解 ………四二四丁

(三)

「三鷹事件再審理由補足書」(竹内景助　1963年8月5日) の目次。

GHQ 文書。「三鷹事件」にかかわる野坂参三と宮本顕治の電話盗聴記録。日付は1949年7月21日。

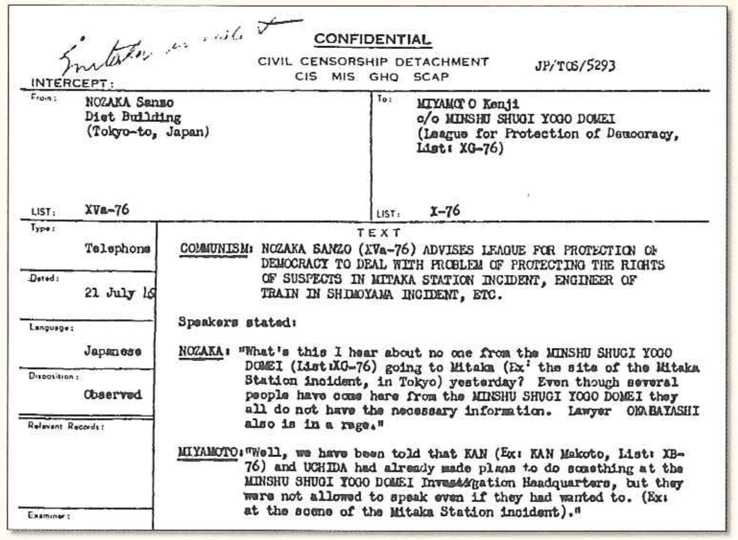
CONFIDENTIAL

CIVIL CENSORSHIP DETACHMENT
CIS MIS GHQ SCAP　　JP/TCS/5293

INTERCEPT:

From: NOZAKA Sanzo
Diet Building
(Tokyo-to, Japan)

To: MIYAMOTO Kenji
c/o MINSHU SHUGI YOGO DOMEI
(League for Protection of Democracy, List: XG-76)

LIST: XVa-76　　LIST: X-76

Type: Telephone

Dated: 21 July 19

Language: Japanese

Disposition: Observed

Relevant Records:

Examiner:

TEXT

COMMUNISM: NOZAKA SANZO (XVa-76) ADVISES LEAGUE FOR PROTECTION OF DEMOCRACY TO DEAL WITH PROBLEM OF PROTECTING THE RIGHTS OF SUSPECTS IN MITAKA STATION INCIDENT, ENGINEER OF TRAIN IN SHIMOYAMA INCIDENT, ETC.

Speakers stated:

NOZAKA: "What's this I hear about no one from the MINSHU SHUGI YOGO DOMEI (List:XG-76) going to Mitaka (Ex: the site of the Mitaka Station incident, in Tokyo) yesterday? Even though several people have come here from the MINSHU SHUGI YOGO DOMEI they all do not have the necessary information. Lawyer OKABAYASHI also is in a rage."

MIYAMOTO: "Well, we have been told that KAN (Ex: KAN Makoto, List: XB-76) and UCHIDA had already made plans to do something at the MINSHU SHUGI YOGO DOMEI Investigation Headquarters, but they were not allowed to speak even if they had wanted to. (Ex: at the scene of the Mitaka Station incident)."

DVD-ROM 電子版

「三鷹事件」裁判関係資料集

DVD 3枚＋別冊1（解説・収録資料目録）

◉揃定価＝本体120、000円＋税

ISBN978-4-8350-5949-5

◉DVD画像枚数＝総10、893枚

◉解説＝落合雄三（元三鷹電車区運転士）、松村高夫（慶應義塾大学名誉教授）

◉原資料提供＝石巻市教育委員会、大石　進（日本評論社相談役）、(財)日本鉄道福祉事業協会

◉推薦＝阿部三郎（弁護士・元日弁連会長）、伊部正之（福島大学・松川事件資料室）、大石　進

◉別冊＝B5判・並製・120頁（分売可　定価＝本体2、000円＋税　ISBN978-4-8350-5950-1）

◉刊行＝2010年1月

＊マイクロフィルム版をご希望の方は、弊社までお問い合わせください。

◉『「三鷹事件」裁判関係資料集』DVD-ROM 電子版概要

収録順	内容	画像枚数
裁判関係資料		
1	第一審　第1回公判～第60回公判調書	3,412
2	第一審公判調書に含まれない『第一審　刑事記録』	1,060
3	第一審　その他の資料	1,669
4	GHQ文書	140
5	被告人飯田七三外九名に対する電車転覆致死被告事件控訴趣意書（東京地検　馬場義信）	210
6	被告竹内景助に対する電車転覆致死被告事件控訴趣意書（弁護人　正木昊）	17
7	第二審　第1回公判～第5回公判調書	148
8	第二審公判調書に含まれない『第二審　刑事記録』	6
9	第二審　その他の資料	203
10	最高裁関係資料	261
11	最高裁判決全文	125
12	最高裁判所判例集（＊第一審、第二審判決文を含む）	295
布施辰治資料		
13	布施辰治・竹内景助往復書簡など（1950年1月～1953年7月）	246
再審関係資料1		
14	三鷹事件再審理由補足書（上）1963年8月5日	231
15	三鷹事件再審理由補足書（下）1963年8月5日	206
16	三鷹事件再審請求事件　上申書　1964年12月3日	43
17	三鷹事件再審請求事件　上申書　1965年11月2日	17
再審関係資料2		
18	再審にかかわる弁護団の資料など	507
19	「三鷹事件再審資料」（三鷹事件対策協議会作成）	463
恩赦関係		
20	恩赦にかかわる救援会などの資料	75
救援運動関係資料		
21	「三鷹事件」救援運動関係団体などの資料	530
竹内景助関係資料		
22	竹内景助関係（自著原稿、はがき、書簡）	1,029
合計		10,893

DVD版『「三鷹事件」裁判関係資料集』の利用ご案内

①ご使用のパソコンの条件について

本資料のファイルは、PDF形式で作られています。これは無償のビュアーソフト「Adobe Reader®」でご覧になれます。したがって「Adobe Reader®」がインストールできる環境であればすべての機種で利用が可能です。

（Macintosh®、Windows®、Linux®、Solaris®全部の利用が可能です）

②特に推奨する動作環境

対応OS：Windows2000®以上

CPU：Intel Pentium® 800MHz以上（Pentium Ⅲ以上）

実装メモリ：256MB以上（128MB以上）

HD空き容量：200MB以上（Adobe Reader®のインストール時）

ディスプレイ解像度：1024×768ピクセル以上

DVDドライブ：2倍速以上

●表示価格はすべて税別。

不二出版
〒113-0023
東京都文京区向丘1-2-12
電話03-3812-4433
ファクシミリ03-3812-4464
振替00160-2-94084